

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成２年大和市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

附則第１０項を次のように改める。

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

１０ 次の各号の規定に掲げる条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

（１）法附則第１５条第２項第１号 ３分の１

（２）法附則第１５条第２項第２号 ２分の１

（３）法附則第１５条第２項第３号 ２分の１

（４）法附則第１５条第２項第６号 ４分の３

（５）法附則第１５条第８項 ３分の２

（６）法附則第１５条第３８項 ４分の３

附則中第１９項を第２０項とし、第１２項から第１８項までを１項ずつ繰り下げ、第１１項の次に次の１項を加える。

（耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額の手続）

１２ 法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が地方税法施行令附則第１２条第２４項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の住所及び氏名又は名称

（２）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（３）家屋の建築年月日及び登記年月日

（４）耐震改修が完了した年月日

（５）施行規則附則第７条第１１項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（６）耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の大和州市税条例（以下「新条例」という。）附則第10項第1号の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10項第2号の規定は、平成26年4月1日以後に取得される法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10項第3号の規定は、平成26年4月1日以後に取得される法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10項第5号の規定は、平成26年6月1日以後に取得される法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10項第6号の規定は、平成26年4月1日以後に取得される法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第12項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。